

平成 24 年 3 月 29 日

東京証券取引所 上場部 御中

一般社団法人全国銀行協会

「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直し」に対する意見の提出について

平成 24 年 2 月 28 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(項目等)	意見・照会事項等	理由等
1	I 趣旨	今回の見直しは上場会社のみならず投資家等に与える影響が大きいと考えられることから、本件見直しに係る過程を明らかにしていただきたい。	<p>「各種委員会などによって明らかになった事実を分析すると、(中略)改善を要する点があるということが判明しました」とあるが、何が原因であって、なぜ今次提案が当該原因を解決するに効果的であると判断されたのか、検討過程を詳らかにしていただきたい。</p> <p>開示内容の充実等について検討することの必要性については理解できるものの、昨年発生した上場会社の問題は、必ずしも開示の強化や社外取締役の設置によって防ぐことができるとは言えないのではないかと考える。また、今回提案されている「開示の対象」は、果たして投資家が求める「開示の充実」と一致しているのかどうか、丁寧な検証が必要と考える。仮に不必要な開示の作業・費用負担等により、企業価値が減少してしまうようなことになれば本末転倒である。加えて、今回の措置により、結果として社外役員の候補者が限定されることによるデメリットについても、メリットに併せて丁寧に検証することが必要と考える。</p>
2	II 概要 全般	求められる開示は単体ベースであり、連結ベースは不要との理解でよいか。	確認のため。
3	1.独立役員に関する情報開示の拡充 (1) 独立役員届出書における記載 a	「取引先」の定義および「取引」の対象範囲を明らかにしていただきたい。	現行の「独立役員届出書」の記載は「主要な取引先」であり、「取引先」だけでは対象範囲が広がる(上場企業の業種や規模によっては、多種多様な取引先および取引があり、全ての取引を確認することは実務上困難)ため、その範囲等を確認するもの。

項番	該当箇所(項目等)	意見・照会事項等	理由等
4	1.独立役員に関する情報開示の拡充 (1)独立役員届出書における記載 a	独立役員として指定する者あるいはその出身会社との間で、期中に新たに開示対象取引が発生した場合については、その都度ではなく、半期ないし1年ごとの開示で可とすべきである。	対象となる期中取引を即座に把握するのは困難であり、把握するための体制の構築に過度な負担を伴うため。
5	1.独立役員に関する情報開示の拡充 (1)独立役員届出書における記載 a	取引先企業出身者の過去要件を明らかにすべきである。	過去の全ての就職状況について開示する意義は乏しく、一定の限度を設けるべきと考えるため。
6	2.社外役員に関する情報開示の拡充 (1)独立役員届出書における記載	現行制度でも、届出を行っていない社外役員の把握自体は可能であるなか、このような規定を設けた理由を確認したい。	努力規定とはいえ、実務家としては記載を行う可能性が高く、ソフトローにより求められた記載により、会社法にもとづく役員を選任が否決されるという事態を招きかねないことから、確認を行うもの。
7	3.独立役員の構成	努力規定とはいえ、会社法改正の帰結が見えないこの段階でこのような規定を設けた理由を確認したい。	法律による規制の範囲内でソフトローが規制することは理解できるが、法律による規律を超える場合には、慎重な検討が必要と考えるため。
8	4.独立役員が機能するための環境整備	「独立役員向けのハンドブック」にはどのような情報を掲載する予定であるのか、確認したい。	確認のため。 社外役員の権利義務は、会社法が規定しているものであり、行動指針により、権利義務を加重することはできないことから、ハンドブックで規定する内容およびその意義を確認しておきたい。

項番	該当箇所(項目等)	意見・照会事項等	理由等
9	5.業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用	上場会社には会社法第362条第4項第6号等との平仄をとるかたちで、有価証券上場規程第439条に従い、「内部統制システム」の整備が求められているが、係る「適切な運用」までは、いずれにも明示されていないことから、慎重な検討が必要ではないか。	<p>現行の有価証券上場規程は、会社法の定めとの平仄をとるかたちで「内部統制システム」の「整備」については、明文化されているものの、他方、「運用」については、経営裁量に委ねるべきとの考え方もあることから、明文化されていない。係る環境下、①会社法改正において「運用」(※)も含め、未だ議論途上であること、②現時点では会社法上の「内部統制システム」の適切な運用目線については何ら示されていないことを鑑み、本制度運用の混乱が生じないよう十分な配慮が必要と考える。</p> <p>(※)「会社法制の見直しに関する中間試案」(第2 監査役の監査機能 2 監査の実効性を確保するための仕組み)の中で、監査役監査の範囲を「内部統制システム」の運用状況まで拡充することが提案されているが、賛否両論の状況と理解。</p>
10	5.業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用	東証が内部統制システムの構築・運用の適正性の評価自体を行うものではないことを確認したい。	<p>確認のため。</p> <p>なお、東証が適正性に問題ありと認定することは、次の理由から問題があると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定により、株主代表訴訟を誘発しかねない。 ・訴訟により、義務違反なしと認定された場合の責任の所在。
11	Ⅲ 実施時期	制度の実施時期は5月目途とされているが、各上場会社の実務対応が間に合わない可能性があることに十分配慮していただき、少なくとも本年は実務上可能な範囲で対応することでよいことを確認したい。	5月は3月決算会社の招集通知の作成・発送時期にあたることから、独立役員に指定しない社外役員の独立性に関する情報などの記載は、招集通知の作成に混乱を招くおそれがあるため。